

高知大学医学部会館使用規則

平成16年4月1日
規則第232号

最終改正 令和3年9月21日規則第23号

(設置)

第1条 高知大学医学部に福利厚生施設及び学生の課外活動施設として、高知大学医学部会館（以下「医学部会館」という。）を置く。

(目的)

第2条 医学部会館は、学生及び職員相互の人的接触を深めるとともに、学生及び職員の厚生福利に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第3条 医学部会館の管理運営は、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第4条 医学部会館の管理運営責任者は、医学部長（以下「学部長」という。）とし、管理運営に関する基本的事項は、医学部学務委員会（以下「委員会」という。）が審議する。

2 委員長は、必要がある場合は委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(施設の使用)

第5条 医学部会館を使用することができる者は、医学部の学生、職員及び学部長が特に必要と認めた者とする。

(開館時間及び休館日)

第6条 開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

(1) 開館時間

午前8時30分から午後9時まで。ただし、食堂については午前8時から午後5時まで

(2) 休館日

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日

年末年始 12月28日から翌年1月4日まで

2 前各号の規定にかかわらず学部長が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用手続)

第7条 各種研修室等を使用しようとする者は、原則として使用開始日の7日前までに医学部会館使用願(別記様式)を医学部・病院事務部学生課(以下「学生課」という。)に提出し、学部長の許可を受けなければならない。

(鍵の保管)

第8条 医学部会館の鍵は、学生課が保管する。

(遵守事項)

第9条 医学部会館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用時間を厳守し、許可を受けた目的以外には使用しないこと。また、他の者に転貸ししないこと。
- (2) 諸施設、設備、備品類を無断で改廃、新設、移動しないこと。
- (3) 使用後は、清掃、火気の点検、施錠を行い、鍵は、学生課に返還すること。ただし、勤務時間外においては、当直者に返還すること。
- (4) その他学部長が必要と認めた事項

(許可の取消し)

第10条 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、また、以後の使用を許可しないことがある。

- (1) 医学部の行事等のため会館を使用する必要性が生じた場合
- (2) 前条の規定に違反した場合

(損害賠償)

第11条 会館を使用した者が、故意又は過失により建物、設備、備品等を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 医学部会館の運営に関する事務は、学生課が行う。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、医学部会館について必要な事項は、学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月1日規則第545号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第127号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第8号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和3年9月21日規則第23号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

医学部会館使用願

年 月 日

高知大学医学部長 殿

団 体 名

アドバイザー

教員名

医学科

医学部

看護学科

学 年 第 年生

学 生 番 号

氏 名

下記のとおり使用したいのでご許可くださるようお願いします。
なお、使用にあたっては所定の事項を遵守します。

記

使 用 室 名	第 研修室、和 室、その他（ ）
使 用 目 的	
使 用 日（曜日）	月 日（ ）～ 月 日（ ）
使 用 時 間	： ～ ：
使 用 人 員	人
備 考	